改正後

（航空機の運航の状況を記録するための装置）

第百四十九条　法第六十一条第一項の規定により、次の表の航空機の種別の欄に掲げる航空機（自衛隊が使用するものを除く。）に装備し、及び作動させなければならない航空機の運航の状況を記録するための装置は、それぞれ同表の装置の欄に掲げる装置とする。

航空機の種別	装置
飛行機	
航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるものであつて、最初の法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）が平成三年十月十一日前になされたもの	一　次に掲げる事項を記録することができる飛行記録装置（記録媒体に金属箔、写真フィルム又は磁気テープを用いておらず、かつ、変調方式が主搬送波をアナログ信号により変調する周波数変調でないものに限る。以下この表において同じ。） イ～カ　（略） 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置（記録媒体に磁気テープ又は磁気ワイヤーを用いていないものに限る。以下この表において同じ。）
航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超え二万七千キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成十七年一月一日前になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
最大離陸重量が二万七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成十七年一月一日前になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
（削除）	（削除）
（削除）	（削除）

改正前

（航空機の運航の状況を記録するための装置）

第百四十九条　法第六十一条第一項の規定により、次の表の航空機の種別の欄に掲げる航空機（自衛隊が使用するものを除く。）に装備し、及び作動させなければならない航空機の運航の状況を記録するための装置は、それぞれ同表の装置の欄に掲げる装置とする。

航空機の種別	装置
飛行機	
航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超えるものであつて、最初の法第十条第一項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下この表において「耐空証明等」という。）が平成三年十月十一日前になされたもの	一　次に掲げる事項を記録することができる飛行記録装置 イ～カ　（略） 二　連続した最新の三十分間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超え二万七千キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成十五年一月一日以前になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の三十分間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
最大離陸重量が二万七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成三年十月十一日以後平成十五年一月一日以前になされたもの	一　（略） 二　連続した最新の三十分間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超え二万七千キログラム以下のものであつて、最初の耐空証明等が平成十五年一月一日後平成十七年一月一日以前になされたもの	一　タイプⅡに準じた飛行記録装置 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置
最大離陸重量が二万七千キログラムを超えるものであつて、最初の耐空証明等が平成十五年一月一日後平成十七年一月一日以前になされたもの	一　タイプⅠの飛行記録装置 二　連続した最新の二時間以上の音声を記録することができる操縦室用音声記録装置